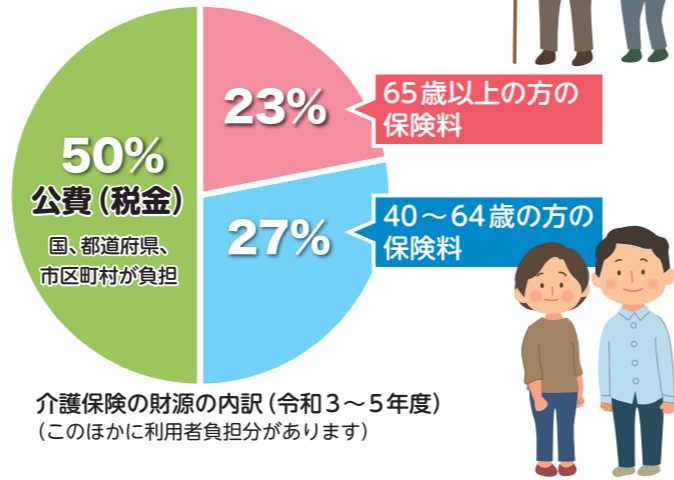


# 社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、津幡町が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。  
介護保険料はきちんと納めましょう。



## 65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

### 基準額の決まり方

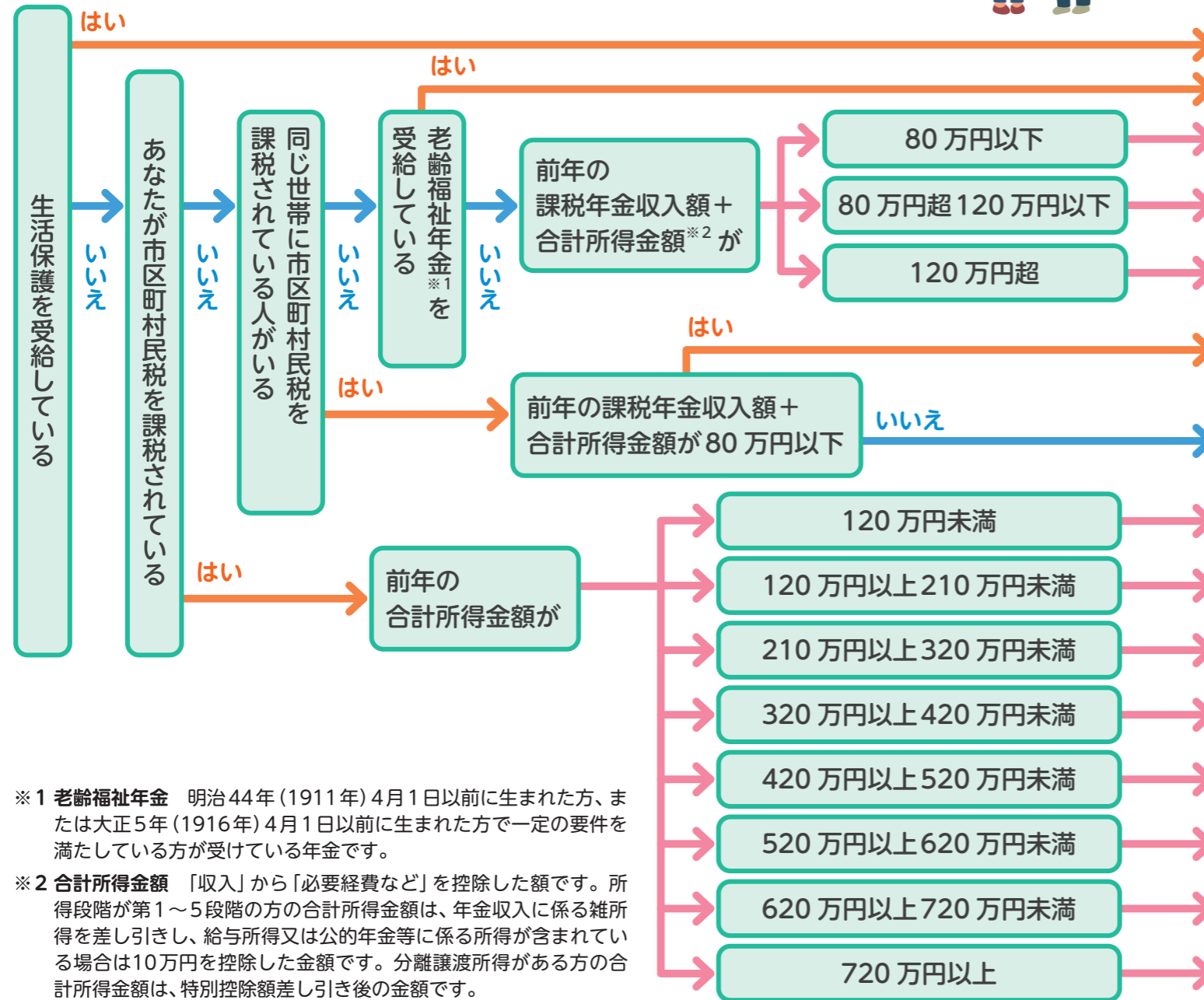
$$\text{津幡町に必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%} \div \text{津幡町に住む65歳以上の方の人数}$$

津幡町の令和6～8年度の介護保険料の基準額 **69,600円(年額)**

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 <sup>※1</sup> 受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方	基準額 × 0.285	19,830円
第2段階	世帯全員が市区町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下	基準額 × 0.485
第3段階		80万円超 120万円以下	基準額 × 0.685
第4段階		120万円超の方	基準額 × 0.90
第5段階	世帯の誰かに市区町村民税が課税されているが、本人は市区町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	基準額 × 1.00	69,600円(基準額)
第6段階	本人が市区町村民税課税で前年の合計所得金額が	80万円以下の方	基準額 × 1.20
第7段階		80万円超の方	基準額 × 1.30
第8段階		120万円未満の方	基準額 × 1.50
第9段階		120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.70
第10段階		210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.90
第11段階		320万円以上420万円未満の方	基準額 × 2.10
第12段階		420万円以上520万円未満の方	基準額 × 2.30
第13段階	520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.40	
	620万円以上720万円未満の方		
	720万円以上の方		

## あなたの介護保険料は？



※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得を差し引きし、給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合は10万円を控除した金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

\*第1～3段階は、消費税の引き上げに伴う負担軽減後の調整率及び保険料額です。